⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東京高等裁判所管内において最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。

⑸　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（入札説明書参照）。

⑹　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　総合評価落札方式において提出された技術提案が適正であること。

⑼　開札時において、裁判所の平成31・32年度における電気工事に係る一般競争参加資格の認定の際に算定した総合点数が1,100点以上であること（上記２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に算定した電気工事に係る総合点数が1,100点以上であること。）。

⑽　平成15年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

イ　構造・階数　構造は定めない・階数は地上４階以上地下１階以上

ウ　建物規模　延べ面積11,000㎡以上

エ　工事種目　電灯設備又は火災報知設備

⑾　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア　１級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の規定による。

イ　過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の要件を満たす電気設備の新設工事（工事種目についてシステム一式を施工していること。）に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

㋐　建物用途　「研修・交流施設、体育館・屋内運動施設、宿泊施設、倉庫」以外の建物

㋑　構造・階数　定めない

㋒　建物規模　延べ面積3,000㎡以上

㋓　工事種目　電灯設備

ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること（開札日において有効なものであること。）。

エ　配置予定の主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合には入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用とは、申請書提出期限の日時点で３か月以上の雇用関係があることをいう。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目

ア　施工体制

イ　工事特性を考慮した技術提案　「電力・通信システムの保守性及び将来の改修に対するフレキシビリティを向上させるための技術提案」

ウ　工事全般の施工計画　「使用機材の管理に関する技術的所見」

⑵　総合評価の方法

ア　標準点　当該工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できると認められる場合には、標準点100点を与える。

イ　施工体制評価点及び加算点　上記３⑴の各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える（入札説明書参照）。

ウ　評価値　総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記３⑵ア、イにより得られる標準点と施工体制評価点及び加算点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

評価値＝（標準点＋施工体制評価点及び加算点）／入札価格

⑶　落札方法

ア　入札参加者は、次の㋐及び㋑の要件に該当する者のうち、上記３⑵によって算出された評価値の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の範囲内であること。

㋑　提案が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

イ　上記アにおいて、評価値の最も高い者が２人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒102―8651 東京都千代田区隼町４－２　最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係　電話03―3262―0109

⑵　入札説明書の交付期間、場所等　平成31年３月22日から平成31年７月26日まで（裁判所の休日に関する法律（昭和63年法律第93号）第１条に規定する裁判所の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前９時から午後５時まで　上記４⑴に同じ。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア　提出期間　平成31年３月22日から平成31年４月19日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　電子調達システムにより提出すること。ただし、支出負担行為担当官の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）すること。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

ア　平成31年７月１日から平成31年７月29日まで（休日を除く。）の午前９時から午後５時まで。

イ　提出場所　上記４⑴に同じ。

ウ　提出方法　持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着）により提出すること。

⑸　入札、開札の日時、場所及び入札書の提出方法　入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。

ア　入札書の締切日時

㋐　電子入札対応の場合　平成31年７月29日午前10時

㋑　紙入札方式による場合　平成31年７月29日午前10時（必着）

イ　開札の日時及び場所　平成31年７月30日午前10時　最高裁判所事務総局経理局営繕課

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

ア　入札保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））又は銀行等の保証（取扱官庁　最高裁判所）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ　契約保証金　納付（保管金の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店　日本銀行有楽町代理店（三菱ＵＦＪ銀行京橋支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。